

大和市告示第31号

大和市がん検診事業等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年2月20日

大和市長 古谷田 力

大和市がん検診事業等実施要綱の一部を改正する要綱

大和市がん検診事業等実施要綱（令和5年大和市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別表肺がん、胸部X線検査（2方向）の項中「1, 000円」を「1, 500円」に、
「500円」を「600円」に改め、同表胃がんの項中「2, 500円」を「3, 500円」に、
「1, 200円」を「1, 500円」に改め、同表大腸がんの項中「700円」を「800円」

に、「500円」を「600円」に改め、同表乳がんの項中

1, 200円	1, 200円
2, 000円	2, 000円

を「

1, 500円	1, 300円
2, 200円	2, 200円

」に改め、同表子宮がんの項中「900円」を「1, 000

円」に、「2, 500円」を「2, 900円」に改め、同表前立腺がんの項中「500円」を
「1, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大和市がん検診事業等実施要綱別表の規定は、施行日以後に受診した同要綱第2条
に規定する検診（以下単に「検診」という。）について適用し、施行日前に受診した検診につ
いては、なお従前の例による。